

第7回 ‘新・木造の家’ 設計コンペ 募集要項

未来に繋げる夢ある家づくりの提案

1. 目的

特定非営利活動法人森林(もり)をつくろうでは、森林や木材について、そして木造について正確に理解をした設計士を育成するために、「新・木造の家」設計コンペを実施します。

木材価格の低迷や森林所有者の後継者不足など、現在森林や林業、そして木材を取り巻く環境は多くの課題を抱えています。先祖から受け継いだ森林という財産を後世に残すための取り組みは様々にあるでしょうが、木を植え育て、そして使うと言う生産林を残していく取り組みもその一つとして欠かすことはできません。1本の苗木に大きな夢を託し、子孫のために植えた木が、やがて数十年、数百年の時を越えてどこかで誰かの生活の喜びとなり、そしてその喜びを知ることで幸せを感じることでできる林業は、他の産業にはない魅力を有しています。この林業の想いを理解し、1本1本の木を大切に感じながら山側と施主とをつないでくれる設計士を育成することは、必ず日本の森林を再生する近道となることと確信しています。

木造の勉強や研究の機会が十分でない現在の日本の教育現場において、それでもなお木造に関心を示してくれている学生の斬新なアイデアを募集し、木造の世界に新しい風を吹かせてほしいと願っています。日本は、世界に誇る木造文化とその技術を有しており、法隆寺などに代表されるようにその素晴らしさは現在でも、多くの人を魅了して止みません。1本1本の木を丁寧に見分け、木と木を組み合わせながら建てていく伝統構法の建物は、まさに先人が築き上げた智慧と技術の結晶です。この智慧と技術と、若い学生の斬新なアイデアを融合させることで、未来に残し繋げることでできる新しい伝統の家づくりを提唱し、日本の森林の再生と木造文化の継承を目的として木造の家の住宅の提案を募集します。

2. 本事業の主催・後援

主催：特定非営利活動法人 森林（もり）をつくろう

後援：林野庁・国土交通省・佐賀県・福岡県・福岡市・

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター九州整備局

西九州トステム株式会社（LIXILグループ）・全国陶器瓦工業組合連合会

社団法人全日本瓦工業事業連盟（予定含む）

3. スケジュール

作品の登録期間 平成23年6月20日(月)～平成23年8月31日(水)

作品の提出期間 平成23年8月1日(月)～平成23年9月23日(金)(当日消印有効)

一次審査結果通知 平成23年10月上旬

二次審査および表彰 平成23年10月29日(土)

4. 課題と応募要領

(1) 募集の概要

本コンペは、健全な森林づくりの一環として、特定非営利活動法人「森林(もり)をつくろう」が主催となり、日本の木の良さや木造建築の素晴らしさへの理解を多くの方に深めていただくためにも、将来にわたり活躍する優秀な木造建築の設計者を育成するために行うコンペです。

また、本コンペでは木造住宅、特に伝統構法による木造をイメージした住宅の設計を課題としております。伝統構法木造住宅においては木造軸組の構造の他にも、瓦や建具等をはじめとする様々な伝統的な素材を適材適所に利用することが求められます。

本コンペにおいては、個人またはグループ単位で応募いただいた参加者の作品の中から、プレゼンテーションを経て、優秀作品 5 点(林野庁長官賞 1 点、最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、瓦屋根優秀賞 1 点)と協賛企業賞を決定していきます。優秀作品 5 点の中から、募集する施主公募によって決定した施主が希望する 1 点を専門家とともに協議を行い、様々な条件による修正を加えながら建築することを前提としております。

なお、応募は個人若しくは 1 グループにつき 1 点のみとします。

(2) 設計課題

① 家族が憩う場所であるという住宅本来の機能を中心にしつつ、防犯性、耐火・耐震性等の確保などは云うまでもなく、現代のライフスタイルにも対応でき、且つ家族構成の変化にも柔軟に対応できる間取を考えた斬新なアイデアを含む、木造住宅の提案。

② 伝統構法を用いた住宅とする。構法を限定する理由は、木材の特性を活かすことにあり、これは、林業の活性や森林再生には不可欠の事です。もっとも伝統構法と言っても、地域による特色はあり、この地域性を活かした職人技術が今後も受け継がれていくべきであり、今日のゲリラ豪雨や大地震等の天災の凶暴化を考慮すれば、さらなる技術の進化は必要でもあります。

そこで、それぞれの地域に受け継がれてきた伝統構法の技術を活かしながらも、これまでに用いられた事のないような斬新な構法の提案を期待します。

(3) 設計条件

① 敷地面積は 300 m²以内とし、敷地条件、住宅の延べ床面積は適宜想定するものとする

② 1～2 階建て

③ 家族構成は自由

(但し、設定した家族構成に見合う間取であること、設定した家族構成および設計した家のコンセプトを設計図に記載すること)

④ 伝統構法による木造住宅

⑤ 戸建住宅や集合住宅の別は問わないこととする。(但し①、②の条件を満たしていること)

(4) 応募資格

応募資格は、以下の全てを満たすものとします。

① 大学、大学院または高等専門学校・専門学校（以下、大学等）で建築を学ぶ学生。

但し、応募時の年齢が 30 歳以下の学生を対象とする。

- ② 国籍は問わない。但し、プレゼンテーションやその際の質疑応答に対応できる程度の日本語力を有すること
- ③ 個人またはグループでの応募とし、グループの場合は1グループの人数を最大4人までとする。
- ④ グループでの応募については、自らが大学等で専攻する分野を住宅建築の中に反映させたいと考える学生の参加も可。但し、大学等で建築を学ぶ学生を少なくとも1名含むこと。
- ⑤ その他、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - ア、独自のアイデアに基づき自身の力量により資料等を作成するものであること（他の専門機関や団体にコンペの業務を委託しないこと。但し、資料の提供等を依頼することを妨げない。）
 - イ、応募書類提出後、福岡県で行なわれるプレゼンテーションに確実に参加できること
 - ウ、施主募集の対象となるコンペであることを理解し、真剣に制作に取り組んだ作品であること
- ⑥ 各応募者とも作成段階で第三者のアドバイスを受けることを妨げない。もともと、作品については学生独自の作品提案を原則とする。

(5) 応募に必要な手続き

- ① 特定非営利活動法人森林をつくろうホームページ(<http://www.mori-tukurou.com>)より登録を行って下さい
- ② 平成23年6月20日(月)～平成23年8月31日(水)まで
- ③ コンペ作品を提出するのは、あらかじめこの登録の手続きを済ませた学生に限ります。
- ④ 登録を受け付け次第、事務局より登録番号を通知します。9月5日までに連絡のない場合は、事務局に問い合わせ下さい。

(6) 作品の応募の方法及び期間

- ① 主催者事務局への郵送、運送(宅配便など)又は持参により受け付けます。
- ② 平成23年8月1日(月)～平成23年9月23日(金)(当日消印有効)
- ③ 作品提出後、応募した内容に変更のあった場合は、速やかに主催者までご連絡下さい。但し、やむを得ない場合を除き、応募に必要な書類内容の変更や作品の差し替えは原則として一切認められません。

(7) 応募作品

- ① 応募に必要な提出物は以下の通りです。
 - a. 応募用紙(応募申請書)
参加者(代表者を含む)全ての氏名・所属大学および学部を記入して下さい。
住所・押印は代表者のみで構いません。ただし、申請書等の書類が不備の場合、事務局よりご連絡させていただくことがありますので、その際に必ず連絡の取れる方を代表とし、代表者の連絡先の記入をして下さい。

b. 設計図（A 1用紙1枚，パネル化しないこと）

記載する内容

- ・設計した家のコンセプトと PR ポイント
- ・設定した家族構成
- ・設計した住宅に用いる木材の材料名と構造材については寸法を記載 **A**
- ・住宅全体の総額と使用木材の総額 **B**
- ・本住宅の施工により日本の森林整備にどのような効果をもたらすか **C**
- ・上記 **A/B/C** については、別紙に記載して提出することも可能とする

c. なお、提出する設計図では以下の点に留意すること

- ・配置図、平面図、パースは最低限記載すること。
- ・提案する木造住宅のイメージが分かりやすく表現されていること

d. 設計図のデータ（CD-R等での提出，ファイルは jpeg 形式であること）

- ② 応募作品には、署名や大学等名を記入しないこと
- ③ 二次審査の際に必要なと思われる模型や上記に掲げる以外の資料については、提出の必要はありませんが、各自用意しプレゼンテーション当日持参下さい。
- ④ 特定非営利活動法人「森林(もり)をつくろう」の理事長は、審査を行なうに際し必要と認める場合は、応募者等に対して提出資料の訂正もしくは追加を要請することがあります。

(8)諸経費について

コンペ応募に要する諸費用及び参加作品の制作費や送付料は、全て参加学生の自己負担とします。但し主催者は、一次審査の結果プレゼンテーションに参加することになった学生に対しては、必要な費用の一部を以下の通り負担します。但し、最大2名までとします。

①経費の負担

- ・法人の負担に該当するもの
福岡までの交通費・宿泊費(一部)
- ・法人の負担に該当しないもの
プレゼンテーションに必要な書類等の作成費、食事代等

② 交通費については、応募者等の所属する大学等の地域ごとに下記の通りとし、プレゼンテーション参加の大学等に必要経費を支給します。これ以外（例：レンタカー利用やマイカー利用を含めた公共交通機関以外）での参加者には原則として交通費は支給しません。

ア、九州各県の大学等

特急料金もしくは高速バス料金

イ、中四国，近畿，中京，北陸地方の大学等

博多までの新幹線または福岡空港までの国内航空料金

ウ、上記以外の大学等

福岡空港までの国内航空料金

エ、海外の大学に在籍する学生の参加についてはその都度協議することとするが、原則として、日本国内空港から福岡までの交通費支給とする

③ なお、各大学等の交通費支給額および地域の詳細決定は当法人で行います。

④ 自宅から最寄の駅、または空港への移動にかかる交通費、福岡市内での施設移動にか

かる交通費は各自で負担するものとします

(9)コンペの方法及び入賞作品の決定

<一次審査>

- ① コンペは、書類選考による1次審査とプレゼンテーションによる審査の2段階で実施します。但し、提出物の内容の如何によっては、審査の対象外とさせて頂くことがあります。
- ② 応募者等が多数の場合は、当法人に設立した第三者で構成する「審査委員会」において1次審査を実施後、プレゼンテーション進出作品を選定し応募者等全員に結果を通知します。プレゼンテーション進出作品は5点程度を予定しておりますが、審査委員会の審査によってはそれ以下となることもあります。

<二次審査>

- ③ 一次審査で選定された作品の中から、応募者が一次審査で提出した設計図に加えてパワーポイントや模型などを用いたプレゼンテーションを行い、審査委員による質疑や議論を通して、提案された作品の完成度や総合性を基準に優秀作品5点を決定します。
- ④ 優秀作品の賞の内容は以下の通りとします。

林野庁長官賞	(1点)	賞品
最優秀賞	(1点)	賞金30万円
優秀賞	(2点)	賞金各5万円
瓦屋根優秀賞	(1点)	賞金5万円
- ⑤ 林野庁長官賞は優秀作品の中で、本コンペ開催の最大の目的である山側(木材生産者)と施主(ユーザー)とをつなぐことによる日本の森林の再生、国産木材の利用促進に最も寄与すると評価された作品に対して授与することとします。
- ⑥ 後援企業による賞(トステム賞)の受賞作品は、参加される一般市民による投票で決定いたします。但し、数作品が同票の場合は、協賛企業の方により1点を決定してもらいものとします。これ以外の企業からの賞は未定です。
- ⑦ 二次審査でプレゼンテーションを行った作品は、「入選」扱いとします。
- ⑧ いかなる理由においても、プレゼンテーションに参加できない場合には、一次審査を通過していないものとみなし、入選の対象とはなりませんのでご了承下さい。
- ⑨ 優秀作品等の表彰は、プレゼンテーション後の閉会式の中で行います。優秀作品を含めた入選作品については、当法人ホームページにおいて公開します。また、審査の内容や選考結果については一切お答えできませんのでご了承下さい。

(10)作品の取り扱い

- ① 応募作品は、原則として返却しませんので、ご了承下さい。
- ② 他のコンペ等に入選した作品や他の団体等に権利のある作品の応募は認められません。
- ③ このコンペに入賞した作品の著作権は応募者に帰属しますが、入選作品の発表に関する権利は主催者に帰属するものとします。作品の提出をもって、出版物などに適宜掲載することを応募者に許諾いただいたものとさせていただきます。
- ④ 応募する作品に関するデザイン、意匠等は応募者の責任において知的財産法等の各種法律をクリアしているものとします。
- ⑤ 優秀作品の中に含まれる瓦屋根優秀賞については、このことがコンペ実施において瓦屋根以外の作品の提出を妨げるものではありません。当初のコンペ実施目的の通り伝

統的技術や材料が様々な形でも活かされており、未来に繋がる斬新な木造住宅の提案を募集するものです。

(1 1) 優秀作品に選ばれた後の手続き

- ①当法人のコンペ開催趣旨等にご理解を頂ける施主を、1組公募により決定します。
- ②公募により決定した施主が、優秀作品4点の中から施工してみたいコンセプト等を持った作品を選ぶものとします。
- ③施主により選ばれた作品制作者は、施主、専門家が同席して行われる三者協議に参加することとします。
- ④各種法律の規定により、確認申請、実施設計、監理などにおいてはアドバイスをを行う専門家の権限により実施することとする他、以下の通りとします。
 - ・施主により選ばれた作品制作者は、基本設計に参画し自身が提案したアイデアを実現させる権利を得ることとする
 - ・基本設計においては、施主の敷地条件や家族構成などを考慮しながら、自身の提案したアイデアを実現するべく、専門家と協議しアドバイスを受けながら施主に提案していくものとする
 - ・実施設計においては、アイデアを提案する作品制作者との協議や、三者協議における決定事項を順守して進めるものとする
- ⑤施主公募の実施スケジュール(予定)
 - 6月より施主の公募を開始
 - 優秀作品の決定後、速やかに協議開催に向け調整

(1 2) 審査委員 (敬称略)

- 委員長 鈴木 祥之 (立命館大学教授)
委員 五十嵐 勉 (佐賀大学農学部准教授)
井出 光俊 (林野庁林政部経営課林業労働対策室長)
伊東 龍一 (熊本大学大学院自然科学研究科教授)
土師 淳志 (福岡県農林水産部林業振興課長)
前川 康 (株式会社前川建築研究室代表取締役)
三島 伸雄 (佐賀大学大学院工学系研究科准教授)
箕輪 富男 (林野庁森林整備部計画課課長補佐)
山田 勝雄 (社団法人全日本瓦工事業組合連盟理事)

(1 3) 書類送付, 問合せ先

〒842-0202 佐賀県神埼市脊振町鹿路585番地1
特定非営利活動法人 森林をつくろう (担当 佐藤和歌子)
TEL 0952-59-2018
FAX 0952-59-2748
MAIL info@mori-tukurou.com
URL <http://www.mori-tukurou.co>